

議案第 1 0 1 号関係資料

令和 8 年 6 月 1 8 日提出

大 崎 市

古川カントリーエレベーターの譲渡について

【施設概要】

- ・対象物 水稻
- ・対象面積 376.4ha
- ・乾燥方式 累積攪拌乾燥貯蔵施設（丸ビン方式）
- ・貯蔵能力 乾燥粉換算 約2,000t
- ・総処理量 乾燥粉換算 約2,600t
- ・荷受水分 24.0%
- ・仕上水分 14.5%（水分係数0.8889 歩留まり0.8）
- ・建築物 機械室棟

汚泥置場

鉄骨造平屋建

建築面積 A = 38.5m²

サイロ棟

円筒型貯蔵庫（鋼板溶接構造）

直径10.905m H=12.350m

築造面積 A = 952.80m²

・工作物

・竣工日

平成26年9月

【主要設備概要】

- ・荷受設備 15t/h 2系列
- ・乾燥貯蔵設備 335t×7基
- ・精選設備 15t/h 1系列
- ・粉摺調整設備 粉摺機・・・4.5t/h 1基
- ・出荷計量設備 色彩選別機・・・3.6t/h 1基
- ・自主検査設備 フレキシブルコンテナ（紙袋対応可）
- ・搬送設備 フルオート型 一式
- ・集排塵設備 一式
- ・電気設備 一式
- ・粉殻処理設備 一式
- ・太陽光発電設備 発電量 11.4kw相当
- ・精米機 蓄電量 15kw相当
240kg/h（石抜、精米、色選付）
（パネル48枚：8枚/列×6列）



【敷地概要】

- ・用途 カントリーエレベーター用地
- ・位置 大崎市古川上埜字新八坂裏2番地
- ・現況 宅地
- ・台帳地籍 15,138.00m²
- ・その他 県営土地改良事業、中埜西部地区における創設非農用地換地により取得

古川カントリーエシベーターの譲渡について

1. 譲渡する理由

- (1) 東日本大震災復興交付金を活用した当該施設の整備は、早期復興のためのスピード確保、民間（JA等）単独での再建の徹底さ、地域復興の基幹インフラの整備として、**交付金の性質上、市が事業主体となり進めてきた。**
- (2) 東日本大震災復興交付金で整備した施設等の**譲渡制限は10年間**であり、本年で11年を経過している。
- (3) 東日本大震災から15年が経過し、本市における震災復興に区切りがついた。
- (4) 民間等へ移管することで、専門的知見や経営手法を活用した有効活用が期待できる。
- (5) 地域ニーズに即した柔軟な運営体制を確立し、**施設機能の維持または発展**が見込まれる。
- (6) 公共施設の適正配置及び行政資源の最適化を図る必要がある。
- (7) 今後、見込まれる修繕、更新費用等の財政負担を軽減する必要がある。

2. 譲渡の相手方

- (1) 譲渡予定先
古川農業協同組合
- (2) 理由

譲渡予定先が管轄する古川地域は、東日本大震災により作業場等の全半壊が403戸にのぼるなど、市内でも甚大な被害を受けた地域である。

譲渡予定先は、当該施設を含む複数のカントリーエシベーターを管理運営しており、繁忙期の利用者調整、品質管理、設備保守及び作業安全等を一体的に遂行できる専門人材と実績を有する。特に、秋の収穫作業は天候の影響が大きく、適期刈取りの確保が品質・収量・農家所得に直結するため、運営主体の経験が極めて重要となる。

仮に経験・技術を有しない主体が運営した場合、受入れ調整や品質管理が十分に機能せず、品質低下を招き、「大崎米」の評価低下や農家所得への影響が生じるおそれがある。

よって、当該施設の機能を将来にわたり確実に維持するためには、譲渡予定先を古川農業協同組合とすることが合理的である。

古川カントリーエレベーターの譲渡について

3. 譲渡の方法

(1) 建物等

無償譲渡とする。

- ① 東日本大震災復興交付金（事業費の75%）および震災復興特別交付税を財源として建設されており、一般財源の持ち出しがない施設である。
- ② 譲渡後は、修繕、更新投資、維持管理責任及び撤去費用を全面的に負担することとなる。これら将来負担の経済的価値を総合的に判断したもの。
- ③ 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき、有償譲渡を行う場合は、補助金の返還を要する。

(2) 土地

有償譲渡とする。30%減免を適用する。（大崎市公有財産事務取扱要領第46条別表第2「公益の用に供するもの」）

- ① 県営土地改良事業，「中埴西部地区」における創設非農用地換地により取得（2,500円/㎡）した土地である。
- ② 東日本大震災復興交付金を一部活用したもの，多額の一般財源を投じて造成した土地である
- ③ J Aは公共的団体に位置づけられ，農業振興のための穀物貯蔵・乾燥調製施設用地に使用される，いわゆる公益性の高い土地であること。

4. 譲渡の金額

(1) 建物の価格

建物保険における財源残高金額により 373,891,292円 ⇒ **無償**

(2) 土地の価格

不動産鑑定評価により 36,000,000円×70% ⇒ **25,200,000円**